

水道の凍結に注意を!!



水道が凍結しやすい季節になりました。気温が氷点下（マイナス4～5℃）になると、日中でも水道が凍ることがあります。長期間家を空けるときや凍結注意報が出たときは、水道凍結に十分注意しましょう。

■水道を凍結から守るには■

- 床下の換気口を閉め、冷たい風を防ぎましょう。
- 水道の水抜き栓を動かし、正常に水落としができることを点検しましょう。（蛇口から水を出した状態で水抜き栓を「止まる、または、水抜き」に動かし、蛇口に軽く当てた指先や手のひらが吸い付くようなら正常です）
- 外出時や日中でも寒さが厳しいときは、必ず水落としをしましょう。

■もし、凍らせてしまったら■

水道が凍結したときは、水道管にタオルなど

を巻き、80度前後のお湯をかけて15分程度そのままにしておく、軽い凍結であれば水が出る場合があります。

それでも水が出ないときは、指定給水装置工事業者に連絡してください。

注意：凍結した箇所に直接、熱湯や直火を当てると、管の破裂や火災の危険があります。

■凍結修理費用は、使用者の自己負担です■

配水管（町が所有している本管）から分岐して家庭の蛇口までの部分を「給水装置」と言います。

町が貸し付けしている水道メーター以外の給水装置は、個人の所有物（財産）です。所有者や使用者が維持管理することになっていますので、水道凍結の修理や改造にかかる費用は、皆さんの負担となります。

訓子府町内指定給水装置工事業者 （町外指定給水装置工事業者 15社）

（有）武田建設	栄 町	☎ 47-2223
黒川管機工業所	末広町	☎ 47-4337
訓子府機械工業(株)	東 町	☎ 47-2131
丸建工業(株)	穂 波	☎ 47-3036
長谷川水道設備	日 出	☎ 67-3750

歳末たすけあい運動を展開中

今年も「歳末たすけあい運動」が、12月1日から17日まで行われています。

皆さんからの募金は、町内会・実践会を通じてお願いをしていますが、社会福祉協議会の窓口でも受け付けていますので、心温まるご協力をお願いします。

皆さんからお寄せいただきました募金は、訓子府町共同募金委員会理事会で配分先と金額が決定されますが、例年、ひとり親世帯、75歳以上の単身者世帯、くねっぶ静寿園、グループホームはるるに「まごころプレゼント」として現金を贈り、皆さんの温かい気持ちをお伝えしています。

赤い羽根共同募金の中間報告

10月1日から、町民の皆さんにご協力をいただいています「赤い羽根共同募金運動」につきましては、11月10日現在で、118万4,894円の募金が寄せられています。皆さんのご協力で、心より感謝申し上げます。

道道除雪に関するお願い

■除雪は、降雪量が10cm以上になったときに自動します

■万一の際の救出作業は行っていません
車が立ち往生した場合、レッカー会社などの専門業者にご連絡ください。

■排雪の作業内容を見直します
従来、市街地における排雪は、堆積した雪をすべて取り除いていましたが、これからは部分的に取り除く「カット排雪」を基本としますので、ご理解をお願いします。

■道路への出入り口は各個人（各社）で除雪・排雪をお願いします

■危険ですので、除雪車両に近づかないでください

■インターネット道路情報
<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>

■問合せ
オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所施設保全室（☎ 25-7311）

公職者等新年交礼会出席の申し込みを受け付けます

町では、「公職者・団体代表者等新年交礼会」を平成23年1月6日(木)10時から公民館講堂で開催します。

今回は一般の方も出席できます。出席を希望される方の申し込みを12月6日(月)から17日(金)まで電話または、ファックスでも受け付けします。

○申し込み問合せ 総務課庶務係
☎ 47-2112 FAX 47-2600 役場2階 窓口10番

交通死亡事故死ゼロ 1,500日を達成しました

訓子府町は、11月24日いっぱい（11月25日午前零時）で、交通死亡事故発生ゼロ1,500日を達成しました。

町内では、平成18年10月16日に発生して以来、死亡事故がありません。今後も継続するよう、皆さんの交通安全に対するご理解とご協力をお願いします。

12月15日から31日まで

歳末火災特別警戒

12月15日から31日までの17日間、全国一斉に「歳末火災特別警戒」が行われます。

今年も残すところあとわずかとなり、何かと忙しくなるこの時期は、火の元の点検や後始末がおろそかになりがちです。空気が乾燥し火災が発生しやすくなりますので、火の取り扱いに十分注意してください。放火されない環境づくりにも心がけ、火災のない明るい新年を迎えましょう。

■家庭での火災予防対策■

- 就寝前、外出時は火の元を点検しましょう。

- ストーブなど暖房器具の給油時、移動時には火を止めましょう。

- たばこは灰皿のある場所で吸い、寝たばこ・くわえたばこはやめましょう。

- 家の周囲には、燃えやすいものを置かないようにしましょう。

■万一来て備えて■

- 消火器具の備え付けや、使用方法について確認しましょう。

- 火災の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

一般家庭の予防査察

訓子府消防団が、予防査察を行います。

- 12月5日(日) 末広町、栄町、東町
- 12月19日(日) 大町、旭町、仲町、元町

単身高齢者世帯(75歳以上)防火訪問

女性消防団員が防火訪問を行います。

- 12月5日(日) 東幸町、西幸町、東町
- 12月19日(日) 末広町、元町、旭町

住宅用火災警報器を 設置しましょう

平成23年6月1日から義務化

消防署訓子府支署（☎ 47-2419）

危険物取扱者試験

- と き 平成23年1月30日(日)
- と ころ 北見市
- 種 類 甲種・乙種・丙種
- 受付期間 12月8日(水)～12月16日(木)

消防設備士試験

- と き 平成23年1月30日(日)
- と ころ 北見市
- 種 類 甲種（特類を除く）・乙種
- 受付期間 12月8日(水)～12月16日(木)

■問合せ 北見地区消防組合消防署訓子府支署（☎ 47-2419）